

【日高町】

第1項 重点施策の方向

1 基本方針

日高町では、障害のある人が、住み慣れた地域の中で、自分らしく自立した生活が送れるよう、「生きる喜びを実感して地域で共生するまち」を基本理念として障害者福祉の充実に取り組みます。

2 重点施策の方向

(1) 生活を支援する取組の充実

障害のある人が社会の一員として自立した生活が送れ、社会参加ができるよう、相談支援や医療・教育・福祉等それぞれの支援体制の整備や支援する制度・仕組の総合的で、障害の特性や年齢など、それぞれのライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、行政サービスにおける配慮や公共施設、道路をはじめ、住宅、建築物、公共交通機関等社会全体のバリアフリー化を推進し、防災行政無線やIT等を活用した情報アクセシビリティの向上推進により、すべての人が自らの意思で自由に行動し、共に地域社会で快適に暮らせる生活環境整備を推進します。

また、障害のある人の一般企業への就労を支援し、一般就労が困難な人には障害や体調に合わせて自分のペースで働いたり、訓練を行う等の福祉的な就労の場での支援をするとともに、障害年金など経済的な自立につながる支援を推進します。

(2) 安心して生活できる共生社会の実現

障害のある人やその家族が安心して生活できるよう福祉サービスの充実や防犯・消費者被害の防止・防災支援を推進します。

大災害時においては、行政からの直接支援や福祉事業所等からの支援は、困難になる場合が想定されることから地域のことは地域で守ることが重要となるので、そのための必要な支援を行うとともに、日頃から、障害に対する理解を深め、障害のある人もない人も、相互に尊重しあうノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

(3) 共に生きる社会を目指す教育等の推進

障害のある子供一人ひとりのニーズにあった療育体制の充実を図るとともに、学校教育においては、障害のある子供と障害のない子供が、共に学び、遊ぶことを通じて、自然とノーマライゼーションの理念を身につける場でもあることから、多様性と専門性を両立できる総合的で柔軟な受入れ体制による特別支援教育の充実に努めます。

また、障害理解教育の推進により、障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共に生きる社会を目指す教育を進めます。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

(現状と課題)

障害や障害のある人に対する誤った認識や偏見による社会的・心理的障壁など、障害のある人を取り巻く社会環境には様々な障壁が残っているのが現状です。そのため、障害や障害のある人への理解促進のための啓発・広報活動を実施しています。主に「障害者週間」、「人権週間」を中心に関係団体と連携しながら、街頭啓発をはじめとした広報活動を推進しています。

近年では、あいサポート運動やヘルプマークの交付等、障害に関する啓発活動に取り組んでいます。

今後も引き続き障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発を一層推進する必要があります。

(基本的方針)

障害のある人もない人も、相互に人権を尊重し、支えあう「共生社会」の実現を図るとともに住民一人ひとりの理解を促進し、併せて、障害や障害のある人への配慮等について住民の協力を得るため関係団体と連携し、啓発・広報活動を推進します。

また、外見からは理解されづらい障害について、理解を深め、取組を進め、障害者虐待防止にも引き続き努めます。

(具体的施策)

(1) 啓発・広報活動の推進

「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）を中心として関係団体と連携しながら、街頭啓発をはじめとした広報活動を推進します。

(2) 外見から理解されづらい障害等への理解促進

内部障害等、外見から障害のあることがわかりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝える「ヘルプマーク」の交付を推進するとともに、制度の周知に取り組みます。

(3) 学校における人権教育や福祉教育等の推進

障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育の理解を深めるため、住民や障害のある子供の保護者、各学校の教職員を対象とする特別支援教育啓発セミナーの開催や啓発リーフレットの配布を行い、周知します。

(4) 障害者虐待の防止

障害者虐待防止のため、庁内の関係各課と民生委員・児童委員等との連携を強化するとともに

に、24時間あんしんコールセンターを活用し、365日24時間で通報を受けつける体制を維持します。また、広報ひだかやパンフレットの配布、民生委員・児童委員等への研修会の開催等により障害者虐待に対する知識と理解を深めることなどにより、対応する人材の育成に努めます。

(5) 権利擁護の推進

判断能力が十分でないため、適切なサービスを選択・利用することが困難な障害のある人に対して、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業を活用していきます。

2 障害のある子供に関する支援の推進

(現状と課題)

学校生活で支援が必要な児童生徒に対して、教職員の加配や支援員の増員に努めているとともに、障害の重度・重複化、多様化の中、発達障害（ASD、LD、ADHD）等の児童に対応するため、通級指導教室を開設し、通常の学級に在籍する発達障害の子供に対応できる取組を行っています。

また、他校の児童とふれあいながら学習に励み、交流を深める目的で特別支援学級合同学習を実施しています。

平成19年度から特別支援教育が本格的に開始されて以来、各学校においての実態把握、就学指導委員会での審議等、教育への支援体制は整備されてきています。しかし、今後も特別支援教育の充実に向け、さらなる支援体制の整備を行う必要があります。

加えて、医療的ケアを必要とする児童に対して、支援の充実化が重要となります。

(基本的方針)

障害のある子供一人ひとりのニーズに応じるためには、障害の早期発見、効果的な就学相談活動を行うことが必要となるため、福祉、医療、教育、保健等が連携を密にした取組みを推進します。

(具体的施策)

(1) 就学指導の充実

障害のある子供が、教育的ニーズに応じた適切な教育支援を受けられるよう、教育委員会との連携を図り、適切かつ丁寧な就学指導を推進します。

(2) 特別支援教育の推進

(ア) 通常学級等における指導体制の整備・充実

発達障害を含め、様々な障害のある児童生徒で、小学校、中学校の通常の学級に在籍する

特別な配慮を要する児童生徒に対し、一人ひとりの教育ニーズと自立・社会参加の視点から、通常の学級、通級による指導体制の整備・充実を図り、それぞれの特色を活かした適切な教育や指導を行います。

(イ) 教職員の資質の向上

障害のある児童生徒の実態や障害特性を理解することは、個に応じた適切な教育を実施する上で重要です。

小学校、中学校における特別支援教育の一層の推進を図るため、教職員全員の障害についての基礎的な理解を促進する等、教員研修の充実に努めます。

(ウ) 障害理解教育の推進

車いす体験等を実施し、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。

(3) 障害理解教育の推進

学校生活での様々な悩みを相談できる体制として、中学校に心の教室相談員を配置し子供達の学校生活を支援します。

また、教職員の悩み相談に対応する体制として、スクールカウンセラーを配置することで、教員への支援を行います。

(4) 教育施設の整備

障害のある児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、必要に応じてスロープの設置等施設のバリアフリー化を推進します。

(5) 医療的ケア児に対する支援

医療的ケアが必要とされる児童の支援について、保健・福祉・教育・医療等各関係機関が連携し支援体制の充実を図ります。

3 雇用・就労・経済的自立の推進

(現状と課題)

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害のある人の就労に対する意欲の醸成と、その就労を支援することが極めて重要です。

自立支援協議会においてハローワークも構成員となる就労部会を開催し、障害のある人の一般企業への就職も支援しています。しかし、現状では、就労につなげていくことがなかなか難しい状況です。

今後も、就労部会の連携強化をはかり、就労を希望する障害のある方への支援や民間事業主への理解促進を図っていく必要があります。

一般就労の困難な人には、障害や体調に合わせて自分のペースで働いたり、訓練を行う等の福

社的な就労の場での支援を行っています。一人ひとりの特性や能力に応じた就労の場のさらなる確保が重要になっています。

また、福祉的な就労の場における作業工賃は極めて低く、自立した生活を送るために工賃水準の向上が課題となっています。

(基本的方針)

障害のある人が自立した生活を送れるよう、経済的な基盤の確立、働くことで生きがいを見出していけるように、自立支援協議会における就労部会の連携強化を図り、一般企業への就労支援を推進するとともに、一般就労が難しい人には支援を受けながら働く場所を提供し、知識や能力を向上させるための障害福祉サービスを活用し、障害のある人の就労を支援していきます。

また、経済的支援制度の周知と適正な運用に努めます。

(具体的施策)

(1) 雇用の場の拡大

(ア) 障害者雇用率の向上に向けた取組

障害者雇用に対する理解と関心を深め、障害者雇用の促進を図るため、障害者雇用率制度の周知や環境整備のための各種支援制度の広報に努めます。

(イ) 庁内雇用の維持・推進

役場職員について、自治体の法定雇用率を下回らないよう、今後も定員管理を勘案しながら、障害者雇用に努めていきます。

(2) 総合的な就労支援施策の推進

(ア) 関係機関の連携強化

自立支援協議会においてはハローワークや商工会議所、就労支援事業所、支援学校、行政等によって就労部会が組織され、就労部会において支援策の検討や情報交換等を行っており、今後も関係機関で連携のとれた就労支援を行っていきます。

(イ) ジョブコーチの活用

障害のある人の職場環境への適応を支援し、職場定着を図るため、ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を促進します。

(ウ) 就労移行・継続支援の活用

障害のある人の一般就労を促進するため、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練（就労移行支援）や、一般就労が困難な障害のある人については、支援を受けながら働く場所を提供し、知識や能力を向上させるための事業所（就労継続支援）の利用を支援します。

また、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の充実を推進することにより、一人ひとりの障害特性にあった支援の実現に努めます。

(エ) 受注の確保・拡大支援

障害者優先調達推進法に基づき、福祉施設における仕事の発注拡大を図るため、役場における物品の購入やサービスの提供について、積極的な活用を推進するとともに、住民や事業所、役場職員、他団体等への啓発に努めます。

就労系の福祉サービス事業所の受注の拡大を図り、福祉的就労の工賃の底上げを目指します。

(3) 経済的支援

障害基礎年金をはじめ障害福祉手当や特定疾患医療受給者福祉手当、重度心身障害児者医療制度など様々な経済的支援制度について、関係機関との連携を図り、広報誌、ホームページ等で周知を図るとともに適正な運用に努めます。

また、障害のある人の移動支援として、福祉タクシー券の配布や就労支援事業所への通所にかかる交通費の助成を継続実施し、その周知に努めます。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

(現状と課題)

障害のある人の暮らしについては、犯罪被害や消費者被害から守るため障害特性に配慮した防犯対策や消費者トラブル防止に取り組み、福祉施設、グループホーム等様々な選択肢の中から、障害の特性に応じ、希望する生活を送ることができるよう、本人の意思決定を尊重した支援を実施しています。障害のある人が身近な地域での相談支援や障害福祉サービスを活用し、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。さらなる相談支援体制の充実や福祉サービスの向上のために今後は社会的資源の増加や相談員等の専門的知識を習得している職員の確保が課題となっています。

(基本的方針)

障害のある人が安心して生活を送れるよう、関係機関との連携強化を図り相談支援体制と福祉サービスの充実を目指していきます。

また、障害がある人の防犯支援に努めます。

(具体的施策)

(1) 福祉サービスの充実

(ア) 地域生活支援拠点等の整備

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、一人暮らしの体験の場、専門的人材の確保・養成等）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

(イ) 日中活動の支援

地域活動支援センターにおける活動の場の確保や、日中の活動の場を提供する日中一時支援事業、買い物や散歩の支援をする移動支援事業などを実施し、家族の負担軽減にも努めます。

(ウ) 福祉用具の給付等

義肢や車いす、補聴器などの補装具やストマ用装具、電気式たん吸引器等の日常生活用具の給付を充実させるとともに、住宅の段差解消などの改修を支援します。

(2) 障害のある人の地域移行・地域定着の促進

施設に入所している障害のある人や精神科病院に入院している人のうち退院可能な人の円滑な地域移行を進めるため、障害者総合支援法の地域移行・地域定着の活用を推進するとともに、自立支援協議会の精神障害者地域支援部会において、対象者の退所・退院後の生活支援策を検討していきます。

必要に応じて医療機関、相談員、ご家族や関係機関等とケース会議を開き本人に適したサービスの検討を行います。

(3) 防犯・消費者被害の防止

(ア) 地域防犯の活性化

地域生活の中で犯罪に巻き込まれないよう、関係機関・団体との連携のもと、啓発活動を推進し、町民の防犯意識の一層の高揚を図りながら、地域での防犯・パトロール活動の活発化を促進します。

(イ) 未然防止のための支援充実

夜間における防犯環境の向上を図るため、防犯灯の整備を進めるとともに、悪質商法などによる被害を未然に防止するため、障害の特性に配慮した消費者教育や啓発広報等に努めます。また緊急通報装置の設置を推進し、365日24時間対応可能な相談支援の体制を確保します。

(ウ) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進の周知に努めます。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに努めます。

5 保健・医療の充実

(現状と課題)

妊婦健康診査により、障害の原因となりうる疾病等の予防、早期発見に努めています。また、妊婦医療費助成制度により、医療が必要な妊婦が適切な医療を受けられるよう、経済的負担の軽減を図っています。

令和元年度に子育て世代包括支援センターを開設し、要支援妊婦への保健指導や、周産期における保健指導の充実と関係機関との連携体制を強化し、妊娠中から切れ目ない支援体制

づくりに取り組んでいます。

令和2年度からは、身体的だけでなく、精神的な健診も行う産婦健康診査を実施しています。関係職種との連携により、支援が必要な産婦には、産後ケア事業の利用、保健師等による支援、必要な場合には医療機関受診紹介により、産後うつ、新生児虐待予防を図っています。

乳幼児健康診査を実施し、身体的・精神的異常の早期発見や、相談、保健指導に努めています。発達の遅れや障害が疑われる乳幼児に対しては、発達相談を行い、必要に応じて医療機関や療育機関への紹介により、早期医療、早期療育のための支援を行っています。また、関係機関や保育所、学校等との連携強化に努め、御坊・日高圏域自立支援協議会子ども部会で令和元年改定した「すこやかファイル」の活用により、保護者、支援者、関係機関が統一した児の情報を共有しています。

子ども部会では、事例検討や研修会、医療的ケア児についての協議を行い、圏域での支援体制づくりに努めています。

精神障害のある人が適切な医療を受け、中断することなく、地域で治療継続できるよう、町では、自立支援医療費（精神通院）受給者への自己負担分の全額助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。

令和元年に策定した日高町自殺対策計画により、こころの健康づくりと自殺対策の推進に取り組んでいます。

健康づくり対策では、生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点をおいた対策を推進するとともに、特定健診、がん検診による、疾病、障害の早期発見のための「二次予防」にも取り組んでいます。さらに、合併症の発症や病状の進行等の重症化予防に重点をおいた対策が必要となっています。

日高町では、保健所、管内市町で、「健康日高21」を策定して、町民の生涯にわたる健康づくりの推進を図っていますが、今後、町民全体の健康づくり運動として展開していくためには、健康づくりへの意識の向上と取組みを一層促進する必要があります。

（基本的方針）

障害の予防、早期発見や早期治療・早期療育を目的とした健康づくりを推進するため、母子保健、健康増進、精神・難病保健対策の充実及び関係機関との連携を図ります。

（具体的施策）

（1）障害の予防・早期発見・早期治療の推進

（ア）妊産婦の健康管理の充実

妊婦健康診査による妊娠期からの健康状態の把握、産婦健康診査、産後ケア事業による要支援産婦への支援、子育て世代包括支援センターでの妊娠中から子育て期までの切れ目のない支援体制、関係職種との連携強化による支援体制づくりにより妊産婦の健康管理の充実を図ります。

(イ) 乳幼児支援の充実

乳幼児健康診査で異常を早期に発見し、早期医療、早期療育につなげます。また、「すこやかファイル」の活用により、保健、医療、教育、福祉の切れ目ない支援体制づくりのため、関係機関との連携強化に努めます。

(ウ) 生活習慣病予防対策の推進

生活習慣病の発症、重症化予防を図るため、「健康日高21」に基づき、町民全体の健康づくり活動を展開し、健康づくりのための情報提供や環境整備などを計画的、総合的に推進します。

また、食生活・運動・休養等生活習慣についての正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、二次予防として地域や職域が行う健診の受診率の向上に努めます。

(エ) こころの健康づくり対策の推進

日高町自殺対策計画を基に、こころの健康づくりと自殺対策の推進に取り組みます。

(2) 医療、リハビリテーション体制の充実

障害のある人に対する医療費負担の軽減を図るため、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）等の利用を推進します。

適切な医療が受けられるよう、関係機関との連携強化を図ります。

(3) 精神保健福祉の充実

精神障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ります。

(4) 難病に対する施策の推進

難病対策としては、医療、福祉、教育、就労等、各分野の連携による相談支援体制の充実を図ります。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

(現状と課題)

障害のある人が自立して、社会生活を送れるように、町内全域の公共施設や道路等のバリアフリー化を推進し、公共交通機関においては低床バスや福祉タクシーの運行など、社会生活を送る上で、障害のあることによる様々なバリア（障壁）を減らした快適な生活環境の整備が継続して推進されてきました。しかし、まだまだ整備が行き届いていないのが現状です。そのため、今後とも障害のある人や高齢者などの行動や社会参加を阻んでいるバリアを取り除き、すべての人が自らの意思で自由に行動し、共に地域生活で快適に暮らせる生活環境整備を推進していくことが重要です。

(基本の方針)

障害のある人もない人も誰もが安全に安心して快適に生活し社会参加ができるよう、公共施設や道路をはじめ、住宅、建築物、公共交通機関等社会全体のバリアフリー化を推進するとともに利用者である障害のある人の安全に配慮した生活環境づくりに努めます。

(具体的施策)

(1) 福祉のまちづくりの推進

(ア) バリアフリー化

ユニバーサルデザインの観点から、障害のある人もない人も誰もが自由に行動し安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するため、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。バリアフリーが施されていない建築物については、改築や改修にあわせてバリアフリー化を働きかけます。

(イ) 生活環境の整備

障害のある人やその家族が自家用車等で公共施設や病院等の駐車場を円滑に利用できるよう、障害者用駐車区画の確保や適正利用の啓発を行い、より良い生活環境の整備に努めます。

(2) 居住施設の確保

施設や病院に入所・入院している障害者の地域への移行や、保護者の高齢化等による介護力の低下の対応できるよう、一人暮らしの体験の場や親亡き後を見据えたグループホームなどの居住施設の部屋を確保します。また、必要に応じて居住施設の利用を推進します。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

(現状と課題)

障害のある人の社会参加を促進するため、防災行政無線に加えてケーブルテレビによる文字放送を行うとともに、町のホームページで情報提供を行っています。

また、役場窓口には、音声・拡大読書器の設置をはじめ、点字、音声広報CDなどによる情報提供も行っています。加えて町からの行政情報、防災情報をメールで配信サービスも行っています。

今後も引き続き、進歩する多様な情報通信技術を活用して、情報提供やコミュニティ支援の充実を図る必要があります。

(基本の方針)

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、IT等を活用した情報バリアフリー化の推進及び情報提供の充実を図ります。

手話やろう者に対する住民の理解の促進や、手話の習得の機会の提供等、手話の使いやすい環

境づくりを推進します。

(具体的施策)

(1) 情報バリアフリー化の推進

(ア) ITの活用

障害のある人が情報の入手やコミュニケーションを円滑にできるように支援するため、パソコン操作や電子メールの送受信等のIT講習会の開催等の情報提供に努めます。

(イ) アクセシビリティ向上

障害のある人をはじめ、誰もが町政の情報や機能を支障なく利用できるようホームページの背景色の変更機能や読み上げ機能、文字サイズの拡大など障害の特性に合った町ホームページの作成を推進します。

(2) 情報提供・コミュニケーション手段の充実

(ア) 情報提供手段の充実

防災行政無線やケーブルテレビの文字放送、町のホームページ等での情報提供の方法や活用方法について検討し主要な情報提供手段としての充実に努めます。

また、役場窓口における、音声・拡大読書器や点字、音声広報CDなどのほか、進歩する情報通信技術を活用した情報提供手段の充実に努めます。

住民の方々に町からの行政情報、防災情報をメールで配信し、情報を伝えられるよう引き続き行います。加えて広報や庁舎内での啓発用ポスター等を使用し利用者の増加を図ります。

(イ) コミュニケーション手段の充実

聴覚障害のある人のコミュニケーションの確保を図るため、手話通訳者等の派遣や要約筆記者の派遣を推進します。

また、障害者施策に関する情報提供を行う際には、要約版の作成やふりがな等、知的障害者等判断能力に不安のある人にも分かりやすい情報提供に努めます。

(3) 手話の普及・推進

手話の普及を図るため、住民が身近な地域で手話に触れるきっかけとなる初心者向けの講座を御坊・日高圏域で共同開催し、受講生が挨拶等の簡単なやり取りができるレベルを目指します。

また、御坊保健所で行われている市町村職員向けの手話奉仕員研修に参加し、窓口で手話の挨拶や筆談を交えて自己紹介や用件確認等の基本的な対応ができるよう努めます。

8 防災対策の推進

(現状と課題)

日高町において風水害や地震・津波等の自然災害に対する対策は、最重要課題であり、大災害

においては町民一人ひとりが、自らが自らを守るとともに、地域における助け合いが必要となります。

特に、災害が発生した時には、短時間での避難と迅速な救助が重要となりますが、障害があり自ら避難することが困難なため特に支援を要する人にとっては、暮らしている身近な地域の支援が重要になります。

そのため、適切な避難支援や安否確認等のその後の支援も適切に行うことができるよう、行政はもちろんのこと、地域における体制整備が必要です。

災害に備えて避難所として使用される福祉施設等と要配慮者への具体的な支援方法など今一度確認し必要に応じて対策を立てる必要があります。また、災害時の避難生活は、長期間に及ぶこともあることから、障害のある人にとっては大変なストレスにつながることも予想されるため、こころのケアとともに避難所内の理解が進むよう配慮が求められます。加えて医療的処置が必要な人については治療中断が症状悪化につながらないように、必要な支援のための情報を避難所内で共有することも重要です。

(基本的方針)

地域のことは地域で守る自主防災意識の啓発に努め、避難所において防災設備の整備や備品等の確保に努めます。また、行政からの情報提供システムなどの整備・啓発に努め、役場における体制の充実を図ります。

(具体的施策)

(1) 防災対策全般

(ア) 適切な避難支援の推進

日高町地域防災計画に基づき、自主防災意識の啓発に努めるとともに、災害時に支援が必要となる人を把握するため、避難行動要支援者の名簿管理を行い、適切な避難支援や安否確認等を実施します。

(イ) 避難生活の向上

障害のある人が適切な避難支援が受けられるよう、福祉避難所の確保に努め、避難所での理解が得られるよう啓発に努めるとともに、避難所において必要な生活用具の確保に努めます。

(ウ) 避難情報伝達手段の多様性の確保

判断能力が十分でないため、適切なサービスを選択・利用することが困難な障害のある人に対して、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業を活用し支援していきます。

(エ) 福祉避難所の協定内容の再確認

現在、福祉避難所として協定を結んでいる福祉施設と協定内容を再確認し、必要に応じて見直しを行います。

(オ) 防災に関するメール配信サービスの啓発

現在、日高町では町からの行政情報や防災情報をメールで配信するサービスを行っています。今後、利用者が増加するよう窓口や掲示板等にチラシを掲示し、啓発に努めます。

9 行政サービス等における配慮

(現状と課題)

役場の窓口においては、ろう者のための意思疎通シートの設置や庁舎内の移動が困難な方に対して一つの窓口で用事が済ませられるよう配慮を行っています。職員全体が障害に対する理解を深められるように努めなければなりません。

障害のある人が、各種行政サービスを受ける場合に、その障害ゆえに手続き等において不利益を被るようなことがないよう、実際の申請時等における窓口はもちろんのこと、広報等により行政情報を受ける場合においても、その障害の特性に応じた適切な配慮を受けることが重要です。

また、選挙時においては、障害のある人のなかには、障害がある為に投票所に行くことをあきらめてしまい投票ができないということがないよう、投票所等においても適切な配慮を行うことが必要です。

(基本的方針)

障害のある人が、各種行政サービス等を受ける場合において、その障害の特性に応じた配慮を受け、自らの意思や要望等を適切に伝え、必要なサービス等を受けることができるよう、その環境整備に努めるとともに、職員が障害に関する理解を深められるよう教育、研修に努めます。

(具体的施策)

(1) 適切な支援のための職員等の養成・確保

(ア) 役場職員の資質向上

障害のある人のニーズに応じたサービスを提供するため、研修等により窓口の担当職員や保健師・社会福祉士をはじめとした役場職員全体の資質向上に努めます。

(イ) 関係機関との連携強化

障害のある人への適切な支援を行うため、精神保健福祉士の配置のある病院、保健所、相談支援機関等との連携を強化します。

(2) 行政手続きや情報提供での配慮

障害のある人や家族の心証や相談内容等により必要に応じて別室で対応するなど、当事者の立場に立った配慮を行います。

さらに、音声・拡大読書器などの窓口への設置や意思疎通シートの設置の他に、今後進歩する情報通信技術を活用した情報提供手段の充実に努めます。

(3) 選挙における配慮

選挙において、障害のある人が自分の意思に基づき円滑に投票できるよう、投票所へのスロープの設置、点字、ポータブル記載台の設置などの環境整備とともに病院や福祉施設等からの不在者投票制度、代理投票制度や郵便投票制度など広報に努めます。

【由良町】

第1項 重点施策の方向

1 基本方針

由良町では、障害者施策を総合的、計画的に推進するため、ノーマライゼーション・リハビリテーションの理念に基づき、誰もがお互いの人権と個性を尊重する「共生社会」を実現することが重要です。

障害のある人の社会参加と自立を促進するため、障害のある人自らが自己選択と自己決定できる生活を目指した援助・支援が必要となります。一方で障害のある人の生活の質的向上や主体的な社会参加をすすめるため、住み慣れた地域で自分らしい人生を送ることが重要であり、行政による公的支援のみでなく、地域生活全体での支援により住民誰もが明るく生きがいをもって生活できる社会の構築を目指します。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

(現状と課題)

互いに尊重し合う社会の実現に向けて、町民一人ひとりが障害や障害のある人に対し、正しく理解するため、啓発・広報活動を推進します。障害を理由とする不当な差別をなくすとともに、障害のある人に必要な配慮がなされるよう、障害者差別解消法の啓発を進めます。

(具体的施策)

(1) 啓発・広報活動の推進

障害のある人に見やすい、情報が的確で分かりやすい「広報ゆら」や町のホームページの作成に努めます。また、行政情報の周知徹底のため、情報バリアフリー化の推進に努めます。

(2) 障害や障害のある人への理解促進

障害や障害のある人への理解を深めるため、「障害者週間」「人権を考える強調月間」にあわせ、各種広報活動を実施するように努めます。

また、内部障害等、外見から障害のあることが分かりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝える「ヘルプマーク」の交付を推進するとともに、制度の周知に取り組みます。

2 障害のある子供に関する支援の推進

(現状と課題)

学校においては、障害児も学校生活に支障のないようバリアフリーに配慮した施設設備を図り、地域や学校のなかで、日常生活を通じて障害のある人と触れ合う機会をもち、障害に対する理解を深め、適切な行動ができるひとづくりをすすめ、幼少期からの体験を通じた活動を実践することが重要です。

(具体的施策)

(1) 療育・幼児教育の充実

子供の障害は、早期に発見し療育することでその問題点が軽減され、学校生活等への適応能力を培うことも可能となります。より効果的な療育を提供するためには、早期の療育が必要であり、可能な限り早期の療育に結び付けられるよう、その体制の整備を行います。

乳幼児から学校卒業後、就労まで生涯を通じてその人のニーズに応じたサービスを提供するために関係する機関のネットワーク化を図ります。

(2) 障害のある子供に関する支援の推進

障害のある子供が、将来、社会で自立できるよう、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた指導と支援を受けながら、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを目指す取組を推進します。

3 雇用・就労・経済的自立の推進

(現状と課題)

障害のある人の就労意欲は近年急速に高まっており、障害のある人が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるように、障害者の雇用の場を確保し、就労に結びつけていくことが求められています。

また、ハローワークなどの労働行政関係機関との連携を図り、就労を希望する障害者の相談に応じ、就労に向けた支援を行う必要があります。

自立支援協議会に就労部会を設置し、障害のある人の一般企業への就労の支援、かつ、一般就労の困難な人には、就労継続支援事業所等の福祉的な就労の場での支援も行っています。

しかしながら、なかなか就労につながらないこと、福祉的な就労の場における作業工賃が極めて低いことなどが課題となっています。

(具体的施策)

(1) 雇用の促進

障害のある人の雇用に効果的に進めるためには、障害の種類にかかわらず、就労に関するさまざまな相談への対応、職場開拓、ジョブコーチ、就労後の支援など総合的に実施することが必要となります。

今後、ハローワークなどの労働関係機関と連携、情報交換を行い、雇用の促進を図ります。

「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき当町の職員採用試験において、平成27年度に障害者の雇用の枠を設けています。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進していきます。

（2）就労の場の整備

福祉的就労の場である事業所の運営についてはその運営状況を把握し、適正な支援を行うよう努めます。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

（現状と課題）

障害のある人やその家族にとって、住んでいる身近な場所で福祉サービスなどに関する相談ができることが、安心した生活の基礎となります。

相談支援事業の機能強化や自立支援協議会での研修や情報交換、ケース会議等において各地域が抱えている問題をもとに協議を進めてきました。

和歌山県の障害者計画にもあるように、地域における障害のある人の生活を支援するため、訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービス等の障害福祉サービスや相談支援サービス等の基盤の量的・質的な充実が求められており、今後、需要を的確に把握し、計画的に整備する必要があると考えます。

さらに、障害等で判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護に関する事業や関係機関・団体との連携を図る必要があります。そのためには、制度の活用を促進し、権利擁護を進めていくことが求められます。また、地域や施設における人権擁護、障害者虐待防止法に基づいた虐待防止に関する意識啓発を促進するとともに、障害のある人の権利侵害には、成年後見制度を活用するよう支援していく必要があります。

（具体的施策）

（1）相談機能体制の充実

障害のある人やその家族などから保健、医療、福祉、教育の各分野にわたる相談に対応できるよう、地域の実情に応じた身近な場所での相談と広域でより専門的な相談に対応できる体制の充実を図ります。自立支援協議会はもちろんのこと、関係機関との連携をとり、相談機能体制の充実を図ります。

（2）地域生活支援施策の充実

障害者総合支援法に規定されている地域生活支援事業により、障害のある人が有する能力・適正に応じた日常生活を送ることができるように利用者の状況に応じて、自立した生活を支える事業を行います。

(3) 障害福祉サービスの整備・充実

障害のある人が利用する施設等については、広域での対応が必要であり、グループホーム等の社会資源やその整備・充実については国、和歌山県などへ働きかけを行います。

また、障害のある人が地域で自立した日常生活を送れるよう、本人の要望や適性に応じたサービス等利用計画の作成と障害福祉サービスの質の向上や、日中活動の支援（移動支援や日中一時支援等）の充実を図ります。

(4) 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な知的障害、精神障害等のある人について、権利を擁護できるように、成年後見制度の周知を図り、利用促進に努めます。

5 保健・医療の充実

(現状と課題)

障害の原因となりうる疾病等の早期発見や社会復帰には障害を予防あるいは軽減する医療やリハビリテーションの充実が必要となります。

今後も母子保健事業の推進や、福祉関係機関や医療機関、こども園や学校等との連携を図り母子保健体制の充実を図ります。

また、後天的な障害の発生を予防するため、健康診査と保健指導、健康教育など成人を対象とした各種保健事業の実施により生活習慣病の有病者や予備群を減少させるとともに、健康の維持、推進についての啓発活動などを実施します。

(具体的施策)

(1) 障害の予防・早期発見の推進

乳幼児健診の継続した実施で身体的、精神的に遅れが見られる乳幼児に対する相談や早期発見等に努めます。

また、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある子供（医療的ケア児）が適切な支援を受けられるよう、支援体制の整備を図ります。

さらに、平成27年度から実施している発達相談を今後も継続的に実施し、保健事業の一層の充実を図ります。

自立支援協議会の子ども部会で事例検討や研修会等で協議し、障害児の発達を促進するために、放課後等デイサービス等での療育の充実を図ります。

(2) リハビリ医療の充実

リハビリテーションを提供する場は、地域の医療機関やデイサービスなどの福祉施設など様々な機関に設置されており、利用者にとって分かりにくい状況も否めません。そのため、

障害のある人の状況に応じた適切なリハビリテーションを利用者の意思に基づいて利用できるよう相談や情報の充実を図ります。

(3) 精神保健施策等の充実

精神保健福祉施策は、行政機関、福祉団体や医療機関等の関係機関と連携をし、障害のある人が適切な支援を受けられる体制の整備を図ります。また、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）及び精神障害者が地域で生活できるように社会資源の充実を国や和歌山県に働きかけます。

自立支援協議会の精神障害者地域支援部会で精神障害者の地域移行や地域定着に関するニーズや課題について協議し医療機関との連携も図り地域移行、地域定着の促進に努めます。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

(現状と課題)

障害のある人が、住みなれた地域において自立し安定した生活を送るためには、日常生活の拠点となる住宅の生活環境整備が重要となります。

そのため、居室の段差の解消や手すりの設置など、身体機能に合わせた住宅の改修、改良に対する助成制度の周知を図り、安全で安心できる住宅環境の整備を推進する必要があります。

また、障害のある人の地域における生活を支援するため、在宅における各種サービスの充実により生活環境の向上を目指し、障害のある人の自立を促進していきます。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図ります。障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

(具体的施策)

(1) 日常生活の支援

公共建築物や道路、公園などにおいて障害のある人の不安を解消し、安全の確保を図るため、段差などの障壁を除去し、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を促進し、障害のある人も利用しやすい日常生活を支援します。

また、日常生活用具給付事業により、段差解消や手すり設置等の住宅改修に係る費用の助成を行うことで、日常生活の安全性の確保や利便性の向上を図り、住環境の改善を推進します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービス事業の周知を図り、在宅の障害のある人の福祉向上を目指し、サービスの円滑な体制整備を推進します。

住みなれた地域で生活を続けていくためには、グループホームは欠かすことのできない生

活の場のひとつであり、設置、運営を進める団体等に対し、支援を行います。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を適切に指導できる指導者や、活動を支えるボランティアの養成、確保を推進します。

障害のある人が気軽に親しめるスポーツやレクリエーションの普及を図り、交流の拡大や活動に親しむ環境づくりを進めます。

スポーツに参加する機会を拡充するため、障害のある人を対象とした行事の周知を図り、積極的な社会参加を促進します。

(4) 文化活動等の推進

各種イベントや学習、サークル活動に、障害のある人が気軽に参加できるように、参加しやすい会場設定や講座、教室の内容拡充など、参加のための条件整備を図ります。

活動の推進のため、手話通訳や要約筆記、ガイドヘルプサービスなどの支援体制の充実を図ります。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

(現状と課題)

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

今後も、進歩する多様な情報通信技術を活用して、情報提供及びコミュニケーション支援の充実を図ることが重要です。

(具体的施策)

(1) 意思疎通支援の充実

障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業等の周知を図るとともに、各種講演会、研修等で活用し、意思疎通に障害がある人も社会参加できるよう努めます。

また、令和元年度に制定した由良町手話言語条例に基づき、町職員、町立小中学校、社会教育の場等での理解促進にも努めます。

(2) 広報の充実

障害のある人に見やすい、情報が的確で分かりやすい「広報ゆら」や町のホームページの作成に努めます。また、行政情報の周知徹底のため、情報バリアフリー化の推進に努めます。

(3) 各種福祉奉仕員の養成支援

視覚や聴覚に障害のある人の活動を支える幅広い人材の確保を図るため、ガイドヘルパーや手話通訳・要約筆記等を行う各種奉仕員の育成に努めます。

8 防災対策の推進

(現状と課題)

障害のある人が安全で安心して暮らすためには、建築物、道路、交通機関などにおけるバリアフリーの推進、普段からいざというときの備えができていくことが重要です。

今後、障害のある人が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災対策の充実を行います。

また、ユニバーサルデザインの観点から、障害のある人ない人誰もが、自由に行動し安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを図ります。

(具体的施策)

(1) 防災対策の充実

地震など災害時に障害のある人が適切な行動をとれるよう、避難場所の周知徹底を図ります。

また、点字、手話による巡回指導等により、障害のある人に対する防災知識の普及、啓発を進めます。

さらに、災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関との広域的なネットワークの形成に取り組みます。

(2) 防犯対策の充実

警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

また、障害者週間（12月3日～9日）をはじめ、様々な機会を通じて広報活動を行い、住民に対する啓発活動を進めます。

9 行政サービス等における配慮

(現状と課題)

障害のある人が、それぞれの障害特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるように障害のある人に対して、選挙等における配慮、司法手続等における配慮を行います。

(具体的施策)

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人が、必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

また、平成29年度に制定した障害を理由とする差別の解消を促進するための由良町職員対応要領に基づき、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、意識の向上を図ります。

(2) 選挙等における配慮等

選挙等における情報の提供に当たっては、手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、障害特性及び障害者の生活実態等に応じた情報の提供に努めます。

(3) 司法手続き等における配慮等

被疑者あるいは被告人となった障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続きの運用において、障害のある人の意思疎通等に関して適切な配慮を行います。